

## 平成28年度 第3回静岡県国土利用計画審議会

1 日時：平成29年2月9日（木）14時00分～16時00分

2 場所：静岡県庁 別館9階 特別第二会議室

3 出席者：16名

4 議 事

### (1) 審議事項

- ・静岡県国土利用計画（第五次）最終案について
- ・平成28年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

### (2) 報告事項

- ・平成28年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について

## 5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1-1】静岡県国土利用計画（第五次）の策定
- ・【資料1-2】静岡県国土利用計画（第五次）最終案の概要
- ・【資料1-3】静岡県国土利用計画（第五次）最終案
- ・【資料1-4】静岡県国土利用計画（第五次）素案・最終案比較対照表
- ・【資料1-5】平成28年度第2回静岡県国土利用計画審議会 意見の要旨と対応
- ・【資料1-6】国との意見交換、市町への意見照会、県民意見提出（パブコメ）の結果について
- ・【資料2】平成28年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料2参考資料】平成28年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について（説明資料）
- ・【資料3】平成28年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料3参考資料】平成28年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について（説明資料）
- ・参考資料1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第3回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、当審議会委員20名のうち現在16名の委員の皆様の御出席をいただきまして、静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定によります定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、御出席の委員の皆様につきましては、お手元の委員名簿と座席表をもちまして御紹介にかえさせていただきたいと存じますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の審議会につきましては、国土利用計画審議会における会議の公開実施要領に基づき公開いたします。また、会議録につきましても、委員の皆様にご確認をいただいた後に公開いたしますので、御承知おきくださるようお願い申し上げます。

それでは審議会の開会に当たりまして、政策企画部長からご挨拶申し上げます。

【部長】 静岡県国土利用審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本日は会長をはじめといたしまして、委員の皆様方、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

7月の第1回の審議会では、静岡県国土利用計画（第五次）の骨子案を議題といたしまして、御議論いただいたところでございます。我が国の国土づくりの目標であります地域間におけるヒト・モノ・カネ・情報の活発な動きを促進する対流型国土の形成を背景にいたしまして、本県は人口減少を抑制するために対流を生む県土づくりを行うと。それから人口減少に適合した利用管理を構築するという内容の計画でご審議をいただいたところでございます。11月の第2回目の審議会では、引き続きまして静岡県国土利用計画（第五次）素案につきまして、活発な御審議をいただきました。土地利用規制の見直しについての議論がございまして、民間賃貸住宅の空き家の災害時活用のこと、また、景観を配慮した県土づくりなど御意見をいただいたところでございます。

第3回目となる今回の審議会でございますけれども、静岡県国土利用計画の第五次最終案を御審議いただくことにあわせまして、実務的な話といたしまして、静岡県土地利用基本計画図の一部変更についての2項目につきまして御審議をいただくということになってございます。

なお、静岡県国土利用計画（第五次）最終案は前回の審議会でもいただきました委員の皆様方のご意見を踏まえまして、それから今日まででございますけれども、例えば今年の1

2月には国との意見交換を行いました。また、市町の皆様への意見照会、それからパブリックコメントなどを実施してきたところでございます。今回、委員の皆様方をはじめ、国それから市町、それから県民の皆様からいただいた御意見を反映した修正点を中心に御審議いただくことになってございまして、3月中に成案を得てまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、今回は、静岡県土地利用基本計画図の一部変更につきましても御審議をお願いするところでございます。国土利用計画に基づきまして、都市計画法や農振法などの土地利用の個別規制に対する調整の方針を示す計画として土地利用基本計画がございすけれども、この計画の中で定めています都市地域であるとか農業地域、森林地域など5つの地域の変更につきましても御意見をいただきたいと考えてございます。

限られた時間ではございますけれども、委員の皆様には御専門などの立場に基づきまして、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

【司会】 それでは、以降の議事進行につきましては、審議会条例の定めによりまして、会長をお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

【会長】 よろしく申し上げます。今回が国土利用計画の最終案だという話がありました。今まで2回議論してきて、その間に何をやったかという、パブリックコメントと国との意見交換とそれから市町への意見照会。

今回、パブリックコメントについて、県民意見の提出が実に17件ありました。主なものでお話を伺いましたら、積極的に訪日観光客を呼び込むような県土利用の視点が必要とか、あるいは工業用地について内陸のフロンティアを拓く取組の視点も追加すべき。それから、市町に対して地籍調査の迅速な取組を促す姿勢を打ち出すことが重要というような意見がありました。それから、市町への意見照会の中で、おもしろいなと思ったのは、動向が不透明なT P Pの記載に留意すべき。こういう意見が市町とのやりとりの間に出てくる。

今日御審議をいただきます、最終回に至る前に、皆様のご意見を伺います。また、国との意見照会、市町との意見照会、パブリックコメント。そういうことを積み重ねて、その結果が今日審議をいただく最終案になります。委員の皆さん方もそういうことも事務的には実施されているということも御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。本日は2件の審議事

項、1件の報告事項について、御意見を伺ってまいります。

まず審議事項、静岡県国土利用計画（第五次）最終案について、約1時間ぐらいをめぐり御審議をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。まず最初に事務局から説明をお願いします。

### <静岡県国土利用計画（第五次）最終案について>

【会長】 はい、ありがとうございます。

御意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

委員、どうぞ。

【委員】 それでは、大きく3点ほど、意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですけれども、市町からの意見でも出されていたTPPに関する文言、記述ですけれども、11月からの大きな変化だったと思います。資料1-4で申し上げますと4ページのところに記載がありますが、9ページの記載は修正をしたと伺ったのですけれども、この書きぶりがまだ市場拡大のチャンスが広がっていくというふうに書いてありますが、昨今の動きを考えると、少し保護主義的な動きが広がっていて、この辺は不透明になっているのではないかと感じます。確かに28年2月に署名はしたのでしようけれども、その後少し変わっているようで、少し書きぶりを変えたほうが良いと思います。特に本県の大きな産業である輸送用機械製造業は、むしろマイナスの要因になりかねないという感じがありますので、御配慮いただければと思います。

それから2点目ですけれども、資料の5ページ目になります。資料1-4の5ページ目で、規模の目標の地域別の概要というのが出てまいりました。これを細かく地域別に見てまいりますと、地域ごとに特徴があると思います。私は産業関係に関心が高いものですから、工業用地で言うと志太榛原・中東遠地域で非常に大きなウエートでプラスに作用しており、右の備考のところにも予定開発というのがありますが、内陸のフロンティアで見ると、もう少し全般的にコンスタントに計画があるのではないかと考えていたので、そんなところを教えていただければと思います。

それから3点目ですけれども、持続的成長の確保というのが一番最初の基本方針に上げられております。この言葉自体は、これまで議論をしてきているので問題ないと思いますけれども、ここ最近の議会の議論の中では、次期総合計画に向けた議論がなされています

けれども、県民幸福度という観点での議論が時々出てきます。今回のこの国土利用計画の中では、そういった県民幸福度といった観点での記載が全くされていないので、これも変化点の一つと捉えれば盛り込んでもいいという気がしております。

以上です。

【会長】 はい、ありがとうございます。

今、委員から3点ありました。T P Pの記載とそれから工業用地の問題、それから県民幸福度。今の時点でどうしていくのか。ここで全部結論が出せないとなったら、持ち帰って検討いただくということでもよろしいでしょうか。

【委員】 結構です。もちろん。

【会長】 今の段階で回答できるものがありますか？

【事務局】 本文の4ページの記載、まず最初の御質問のT P Pに関連するところだと思いますが、やはり自由で公正な経済活動を目指す世界的な動きというものを明記することで、こうした記述をさせていただいているところであります。委員がおっしゃるとおり、アメリカのT P Pの離脱等で県内の輸出産業・農業等への先行きの不透明感が確かに色濃くなってきており、そこは注意していく必要があると考えております。けれども、T P Pを国会で承認するなど、自由で公平な経済圏の構築を目指すという旗幟としての姿勢というものは出しておりまして、日本がそういった署名をしたということは、非常に大きなメッセージがあるのではないかと考えているところであります。

自由貿易としての流れというものはあって、県内の輸出産業・農業等への厳しさが増す可能性はありますが、本県にとっては、市場の拡大というチャンスも広がっていくのではないかと考えて、記載させていただいています。

2点目の工業用地の規模の目標の地域別の御意見の中で、志太榛原・中東遠地域が多いのではないかということですが、これは内陸のフロンティアを拓く取組等による工業用地の計画地を地区ごとに拾っております。志太榛原・中東遠の管内におきましては、例えば島田市、磐田市、掛川市など、非常に多くエリアを設定しておりまして、袋井市さんのところでも工業団地が造成されております。実際取組として、少し志太榛原・中東遠地域はウエートとして大きくなっているところはございますので、面積として大きい状況になっております。

持続的成長の確保という意味合いでのところにつきまして、全体としては、県土利用の観点から考えたときには、多様なライフスタイルを選択することを可能にし、自然と共生

した豊かな暮らし空間の創生を図っていくという視点を持って、県土利用の面からは捉えさせていただいているところではございます。

以上です。

【委員】 とりわけT P Pの関係だけで申しますと、やはり実際に産業界の皆様のご意見などももう一回踏まえられたほうがいいと思います。大きな変化点なので、検討していただければなと思います。

【会長】 おそらくこの文章を見ると、例示の一番最初に出てきているので、そうするといかにもこれが何か確定されたような感じも受けるので、書き方を工夫した方が良いかもしれませんね。よろしゅうございますか。

【委員】 はい、結構です。

【会長】 ほかに、ございますか

【委員】 1点お伺いをいたします。県当局のほうで情報をお持ちでしたらお示しいただければと思うのですが、今から数年前に北海道を中心にやはり外国資本による土地取引がありました。こうした、当然思惑絡みの土地取引はないかということで、大分マスコミ等でも取り上げられて、適正な土地利用の阻害要因にもなるのではないかと。こんなことで議論はなされたわけですが、要するにそれ以降の、特にこの県内での動きと伺いますか、そうした事例が情報として当局のほうに上がっていれば、お伺いをいたしたいと思います。

もちろん外国人あるいは外国資本による土地の取引というのは、これは大正年間に設定された外国人土地法というのがおそらく根拠法だと思うんです。基本的には、土地取引は自由ということのようで、ただ、例外規定として防衛施設の周辺・隣接地、あるいは島嶼部あたりは若干の制約がかかっているようですが、それ以外はフリーであると。

例えば私ども、県の64%、森林山林50万ヘクタール、ここらあたりにかわりを持って、それなりの事業を展開しているわけでありますが、こここのところの動きは表面化したものはまだありませんけれども、ちょっとその打診程度のものはあったことは確かです。これは当時からその手の資本は水源の確保が目的ではないかとか、最近になっての動きは、これは隣の国からですが、要するにかの地で木材の加工場を運営する経営資本みずからが、これ愛媛県だったと思うんですが、山林を10ヘクタールほど取得してしまって、そこで木材の安定供給を図る、原材料としての確保を図る、どうもそういう目的のようで、これは取引が成立したようであります。

したがって、土地の利用に際しては、当然いろいろな規制、制約が各関連する法で決まっているわけでありませけれども、そのほかにこうした統制のとれた円滑な土地利用を進めていく上で、何かこれを阻害するような要因になりかねないというような懸念もありますので、もしわかっていたら結構ですので、お示しいただければありがたい。

【事務局】 先ほどの委員の意見につきましては、対応に向け検討させていただきます。

今の委員からのご質問で、林野庁等による平成18年度から27年度までの10年間のデータによりますと、北海道など12の都道府県で全体として108件で約1,200ヘクタール程度外国資本による森林の買収事例というものが確認されています。その内訳を見ると北海道が87件で1,100ヘクタール程度と、もう圧倒的に北海道が多くなっています。この静岡県近郊ですと、山梨県の富士河口湖町あたりで1件、0.06ヘクタールというような事例もございますが、今のところ、本県での買収事例というものはないと聞いております。本県としましても国や他県の動向について、担当部局と連携を図りながら注視していきたいと考えております。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかに意見はないですか。なければ、この後、本計画案は県議会の2月定例会で、審議していただくこととなりますが、審議の結果、計画を変えることになった場合にまた、本審議会を開催するというのも現実的でないので、そのところは、私、会長に任せていただいてよろしゅうございますか。

【一同】 はい。

【会長】 よろしく願いいたします。

では、次に移ります。続きましては、静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について、事務局から説明をお願いします。

### <平成28年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について>

【会長】 ありがとうございました。ただいま12件の説明がございましたけれども、土地利用基本計画図の一部変更につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。御意見ないようでございますので、本件につきましては審議を終了いたしたいと思っております。

では、次に移らせていただきます。森林地域の縮小にかかる林地開発許可案件について、報告をお願いします。

### <平成28年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について>

【会長】 はい、ありがとうございます。

ただいま6件のご説明をいただきましたけれども、御意見、御質問ございますか。

【会長】 私、1つ聞いてよろしいでしょうか。

今の段階で、太陽光発電は、県下全部で、この計画まで仮に入れたら、何か所ぐらいでおおよそどれぐらいのキロワットの発電をするようになりますか。

【事務局】 固定価格買取制度での設備認定を受けているものということになりますが、28年7月末現在、屋根の上に乗っているような10キロワット未満のものに関しましては、約4万3,000件が設置されており、運転のワット数としましては約19万7,000キロワットとなっています。さらに、メガソーラーを含めた10キロワット以上のものは約2万7,500件設置されており、運転のワット数は、約90万キロワットとなっており、合計で約110万キロワットぐらいということになるかと思えます。

【会長】 なるほどね。これは県が規制をするものではないですね。

【事務局】 太陽光発電につきましては、エネルギーの倍增計画の中で、当面32年度に向けて今、現在の100万キロワットを200万キロワットに増大させるという計画のもとに進めております。その中で建物の屋根の発電設備設置を推奨しておりますけれども、特にどこでなければならぬといった規制等についてはしておりません。当面は32年度に向けて、200万キロワットという目標の達成に向けて推進していくということになるかと思えます。目標達成後の対応をどうするか、まだ方針は決まっております。

【会長】 大規模なものが次々と出てきそうなんですよ。例えばこの採算に見合うとなると、多くの民間事業者も、参入してくるでしょうからね。

【委員】 県ではエネルギーの地産地消を目指していると聞きました。審議の対象になっている6件の案件のうち、4件が太陽光発電施設の設置ですけど、この施設が稼働したときにそれが地域に供給されるものか、それとも、どこかに売電されるものなのか。本当にその町のためになるのか疑問を持ちました。

あと、伊豆地域や西部地域への設置案件が多いとも思っています。第五次計画の中



にも美しい豊かな景観ということもあったもので、そのあたりも含めて森林が生み出す役割ははかり知れないものがあると思いますが、景観が失われないだろうかとか、魅力が失われないだろうかとか、長期的に見て何か弊害がないだろうかとか、長期的に総合的に各部署とかいろいろな市町との連携を行い、じっくり話し合いをしていただいて、進めていただければと思いました。

【会長】 これに対していかがですか。

【事務局】 太陽光発電施設につきましては、売電が主目的ということになります。ただ、報告案件のうち、例えば河津町の森林地域の縮小の案件につきましては、近隣に風力発電もありますが、この地域で再生可能エネルギーというものについての学習の場にして使っていきたいというようなことは、計画上盛り込まれています。例えば先ほどの牧之原市の少し規模の大きい案件につきましても、現地ではパネルとか仕組みの設置でありますとか、あるいは遊歩道なども作りながら、できるだけ地域と溶け込むような取り組みがなされていると認識しています。

太陽光発電につきましては、森林地域における適切な土地利用に向けて現在策定してる国土利用計画も含めて調整を図っていく必要があると考えています。実際に太陽光発電の設置が許可される場合は、森林審議会等で林地開発許可に向けた審議がなされてその中で、例えば既成の植生とか希少動植物がないかということについての視点や、縁端部の景観、緑地部分を増やす等の景観に対して配慮、また、新たな植栽や、植樹をする場合には在来種による取組を許可条件とする等、様々な指示事項や条件が附されて林地開発の許可もされているようです。森林部局とも連携を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

【会長】 ほかに。よろしゅうございますか。

【委員】 太陽光発電なんですけれども、耐用年数というのがあると思うんです。耐用年数が来て、壊れた場合のことも踏まえて、許可を出していただきたいと思います。

【会長】 その他、どうぞ。

【委員】 土地利用規制に関連することになりますが、静岡県では、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域指定がすべて完了していないと思います。今回提示されている案件の中で、土砂災害危険箇所該当するものがあるように見受けられますが、土砂災害危険箇所が含まれている案件はありませんでしょうか。

【会長】 それは太陽光発電のことにに関してでよろしいですか？

【委員】 はい。

【会長】 それでは、両方あわせてお願いします。

【事務局】 1点目の太陽光の関係につきましては、20年契約ぐらいで借地をされて進めていることは事実であります。契約期間満了後にどうなるかというのは、事業計画書の中でうたわれています。例えば、規模の大きいものについて、継続をしないものは、農地や森林に復元をして地権者に返還するというようなことが規定されているような、事例もございます。

実際に昨年度、固定買取価格に対する法の改正がありまして、その中で、事業終了後の設備撤去等の遵守を求め、違反時の改善命令や認定取消しに対する措置等も講じられることとなります。これは、現在設備認定を受けているものについても準用されると聞いておりますので、施行自体は29年の4月以降となりますが、法律による規制が少し強化されています。国もそういった懸念の中で経済産業省のエネルギー委員会等で議論が毎年されているようですので、今後も注視していきたいと考えております。

【会長】あとは土砂災害警戒区域についてはいかがですか。

【事務局】土砂災害警戒区域が含まれているかということにつきましては、当然開発行為の中で、許可の基準の中で審査しておりますので、基本的には当該区域は含まれていないと認識をしておりますが確認します。(※太陽光発電施設を対象とした林地開発許可案件における土砂災害警戒区域等の指定状況を確認したところ1箇所該当あり)

【会長】よろしゅうございますか。

以上で、本日予定された審議、御報告についての審議を終了いたします。

【事務局】ありがとうございました。それでは、審議会を閉会するに当たりまして、政策企画部長より御挨拶申し上げます。

【部長】委員の皆様方におかれましては、静岡県の国土利用計画の第五次計画、それから土地利用基本計画図の一部変更につきましての御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。また会長におかれましては、議事運営を円滑に滞りなく進行させていただきまして、誠にありがとうございます。

今後でございますが、第五次静岡県国土利用計画につきましては、今、御審議いただいたわけでございますけれども、本日の御審議の中で、特に委員からの御意見についての回答がまだ保留ということでございますので、それらに加えて修正を加えまして、まとまり次第また委員の皆様方に御報告します。先ほど会長からお話がありましたように、会長の御了解の上で、議会の常任委員会に諮らせていただきまして、成案として県民の皆様方に

公表という段取りでいきたいと思っております。

【会長】 持続可能性という記述があり、今までずっとそれで来ました。ところが最近新しくもう少し違う観点での言葉が出てきたので、そういうあたりはぜひまた事務局の中でいろいろ議論をなさってください。

【部長】 はい。この計画と我々が今進めていく計画につきましては、整合性は当然ながらとっていかなくてはならないと思っております。

【会長】 はい、ぜひ。

【部長】 土地利用基本計画図の変更、先ほど来こちらで御報告したものにつきましては、国土交通省の協議を経まして、それから決定・公告という段取りで進めさせていただくことになります。

来年度の前定ですけれども、資料2の参考資料のところ、当局から御説明いたしましたけれども、今回御審議いただいたのは静岡県の第五次の国土利用計画ということでございますが、これを基本に静岡県の土地利用基本計画を策定しなければならないということになります。ですので、平成29年度は、土地利用基本計画を速やかに策定しなければなりません。そのときにもまた皆様方に御審議をいただくことになろうかと思っております。次の土地利用基本計画図の変更などの業務は、新しい方針によって対応するというようになりますので、速やかに計画を立て、それからまた御審議をいただくという段取りになろうかと思っておりますので、皆様方には引き続き御協力、御支援のほど、お願いしたいと思っております。

以上で私の挨拶とかえさせていただきます。本日は誠に御審議ありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、平成28年度第3回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —